

軽減税率特例
の延長と影響

いつもお世話になっております。

2025年度の税制改正において、中小企業向けの軽減税率特例の延長と影響について、本メルマガでそのポイントを分かりやすく解説します。

1. 軽減税率特例とは？

中小企業に適用される法人税の軽減税率は、一定の条件を満たす企業に対し、通常の税率より低い税率を適用するものです。

2. 2025年度改正概要

中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されているところ、資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、適用期限を2年間延長する。

※ 単年所得10億円超の中小企業者等の税率については、19%から17%に軽減する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

- ・中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- ・当該税率を、令和9年(2027年)3月31日までの時限的な措置として、単年所得10億円以下の中小法人においては、更に15%に軽減（租税特別措置）。

対象	本則税率		租特税率
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	-
	年800万円以下の所得金額 ※所得10億円以下の中小法人の場合	19%	15%
	年800万円以下の所得金額 ※所得10億円超の中小法人の場合	19%	17%

※過去3年平均で所得15億円超の中小企業が本措置の対象外となる基準（所得基準）は引き続き維持。※適用対象法人の範囲から、通算法人を除外する。

参考：経済産業省 [令和7年度（2025年度）経済産業関係 税制改正について](#)

3. 今後の対応策

(1)節税対策の見直し

軽減税率の適用期間が延長されるとはいえ、将来的には縮小や廃止の可能性もあります。事前に節税策を検討しましょう。

(2)事業計画の再構築

税制改正を踏まえ、今後の資金繰りや設備投資計画を見直すことが重要です。

また、詳細な税制改正の影響については、個別相談も受け付けております。
ご不明点がございましたら、お気軽に当事務所までご相談ください。

※こちらは2025年3月28日時点の情報です

MiG運営事務局（情報配信施策担当）



〒150-0013

渋谷区恵比寿ウノサワ東急ビル3F

電話番号：03-5420-2711（代表）

FAX番号：03-5420-2800

担当：山田太郎